加西市

児童虐待防止対応マニュアル



加西市要保護児童対策地域協議会 ^{令和3年3月作成}

はじめに

子どもたちは、未来を担うかけがえのない存在であり、大切な地域の宝です。 平成 28 年に児童福祉法が大きく改正され、児童は適切な療育を受け、健やか な成長や発達や自立が図られること等を保障される権利を有し、国民や保護者、 国や市がこれを支える形で、児童の福祉が保障される旨が明確化されました。

また、令和元年 6 月に成立した児童福祉法等の改正法において体罰が許されないものであると法定化され、令和 2 年 4 月に施行されました。「しつけ」のためでも身体に何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にも足らう行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されることになりました。

加西市においては、要保護児童対策地域協議会を設置し、「子どもはみんなで育てる宝物」という基本理念のもと、関係機関と地域社会がネットワークを組んで、全ての子どもが健全に育成されるよう児童虐待防止に取り組んでいるところです。

しかしながら、近年、緊急に保護を必要とする虐待事案も発生し、その数は 年々増加しており、保護者の育児不安や心身の病気、経済的理由などにより、 子どもが劣悪な環境に置かれている実態が浮き彫りになってきています。

子どもたちは、毎日の生活の中で、さまざまなサインを送っています。けれども、子どもたちから直接訴えてくることは少なく、周囲の人たちがこの無言のサインや子どもたちの変化に早く気づくことが大切です。

本マニュアルについては、地域住民の皆様、民生委員・児童委員及び主任児童委員の皆様、学校園をはじめとし、多くの方々にご活用いただければ幸いです。



目 次

第1章	児童虐待とは
(1)	児童虐待とは・・・・・・・・・・1
(2)	虐待の定義と種類・・・・・・・・1
(3)	虐待かしつけか・・・・・・・・2
(4)	虐待を発生させる要因・・・・・・・2
(5)	虐待が子どもに与える影響・・・・・・4
第2章	虐待に気づくために
(1)	早期発見のために・・・・・・・・6
(2)	子どもからのサイン・・・・・・6
(3)	保護者からのサイン・・・・・・・7
第3章	虐待が疑われる場合の対応
(1)	通告・・・・・・・・8
(2)	通告のポイント・・・・・・8
(3)	調査等への協力・・・・・・・8
(4)	子どもの見守り・・・・・・・8
	≪虐待通告と支援の流れ(フロー)≫・・・・9
第4章	援助活動
(1)	保護者への関わり方・・・・・・・10
(2)	子どもへの関わり方・・・・・・・10
第5章	児童虐待を防止するために
(1)	加西市要保護児童対策地域協議会・・・・11
(2)	民生委員・児童委員の役割・・・・・・12
(3)	こんにちは赤ちゃん事業・・・・・・12
第6章	虐待防止のためのQ&A・・・・・13
≪児ュ	童虐待通報シート≫ ・・・・・・・・15
≪虐待	寺が疑われる子どもを発見したら≫・・・・稟無



第1章 児童虐待とは

(1)児童虐待とは

児童虐待とは、保護者または保護者に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけた り、子どもの健全な成長・発達を阻害することをいい、子どもに対する最も重大な権 利侵害です。

平成12年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律(以下児童虐待防止法)」では、子どもへの虐待が人権を著しく侵害し、心身の成長や人格形成に重大な影響を与え、将来の世代の育成にも影響を及ぼすことから、児童虐待の防止等に関する施策を推進する旨を明記しています。

(2) 虐待の定義と種類

保護者(親権を行うもの、児童を現に監護するもの)が監護する児童(18歳に満たない者)に、次のような行為を行うことをいいます。

- ① 身体的虐待~子どもの体を傷つけること~
 - 打撲、傷・あざ(あとが残らない暴力含む)、骨折、刺傷、頭部外傷、火傷等 を負わせる
 - 首を絞める、殴る、叩く、蹴る、投げ落とす、強く揺さぶる、布団蒸しにする、溺れさせる、異物・毒物を飲ませる
 - 戸外に締め出す、縄などにより拘束する
 - 意図的に子どもを病気にさせる など

② 性的虐待~性的な行為の強要~

- 性的いたずら、性交・性的行為の強要や教唆、性器を触る又は触らせる、 性的暴行
- 性器やポルノグラフィーを見せる、ポルノグラフィーの被写体にする など

③ ネグレクト~養育の放棄・怠慢~

- 家に閉じ込める、置き去りにする、乳幼児を家に残したまま度々外出する、 乳幼児を車に放置する
- 適切な食事を与えない、衣服を不潔なまま放置する、入浴させない、極端に 不潔な環境の中で生活させる、病院へ連れて行かない
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない(愛情遮断など)
- 子どもの意思に反して園や学校に通わせない
- 適切な安全配慮がなされていないための怪我が繰り返しある
- 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や、自宅に出入りする第三 者が虐待行為を行っているにもかかわらずそれを放置する など

- ④ 心理的虐待~言葉による攻撃や拒否、子どもの目前で DV を行う~
 - 言葉による脅し、脅迫などをする、子どもの心を傷つける言動を繰り返す
 - 両親の夫婦喧嘩 (DV) や他の家族に対する暴力や暴言を見せる、子どもの前できょうだいへの虐待行為を行う
 - 子どもへの無視、拒否的な態度をとる
 - 他のきょうだいと比べ著しく差別的な扱いをする

(3) 虐待かしつけか

令和元年6月に児童虐待防止法等の改正法が成立し、親権者等による体罰禁止が 法定化されました(令和2年4月施行)。

たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

しばしば「虐待か、しつけか」が問題にされますが、保護者の行為が愛情に根差 したものであっても、体罰は子どもを傷つけ、安全安心を脅かすものであるため児 童虐待です。

(体罰の例)

- ・ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった

(4) 虐待を発生させる要因

児童虐待は、次に掲げる様々なリスク要因が関連して発生します。リスク要因のある家庭の情報収集につとめ、関係機関が連携し早くから支援に繋げることで虐待の発生を予防することが大切です。

① 保護者側のリスク

〈産前・産後期〉

- 妊娠そのものを受容することが困難(望まない妊娠など)
- 保護者が十分に成熟していない状態での妊娠(十代の妊娠など)
- ・子どもへの愛情形成が十分に行われていない(妊娠中に早産等何らかの問題が発生 したことで胎児への受容に影響がある場合や、妊娠中や産後の長期入院による影響の出る場合)
- 多胎妊娠
- 母子手帳の未発行、妊娠後期の妊娠届、産婦人科の未受診
- ・マタニティーブルーや産後うつ病等精神的な不安定

〈育児期〉

- 育児に対する不安やストレス
- ・育児に対する知識や技術の不足
- 精神障がい、保護者のパーソナリティ障がい、慢性疾患、アルコール依存、薬物 依存
- ・ 保護者の被虐待経験
- ・保護者の成育歴に起因する特異な育児観や子どもへの過度な要求

② 子ども側のリスク

- ・乳児期の子ども
- 未熟児、低体重児
- 障がい児
- ・何らかの育てにくさを持っている子ども(よく泣く、こだわりが強いなど)
- ・子どもの反社会的な行動(ぐ犯行為など)
- 多子であること

③ 養育環境のリスク

- ・ひとり親家庭
- 子連れの再婚家庭(ステップファミリー)
- ・転居を繰り返す家庭
- 経済的に不安定な家庭
- ・親族や地域との繋がりが乏しい家庭
- ・内縁者や同居人がいる家庭
- 保護者の不安定な就労や転職の繰り返し
- 夫婦不和、配偶者などからの暴力(DV)等不安定な状況にある家庭
- ・ 定期的な乳幼児健診を受診しない家庭
- ・保護者と子どもの長期分離歴(長期入院など)がある家庭
- ・子育てに関する援助者(祖父母など)がいない家庭
- ・既に、きょうだいへの虐待歴がある家庭





(5) 虐待が子どもに与える影響

虐待は子どもの心身に計り知れない傷を与え、発育・発達の不全など様々な悪影響を及ぼします。

虐待を受けている子どもは、保護者の虐待行為を第三者に知られたくない気持ちがあり、家族の生活が破綻することを恐れています。時には周囲に助けを求めず、 保護者を庇うような態度をみせることがあることを踏まえておく必要があります。

① 子どもに起こりうる影響

○身体的影響

生傷、打撲、火傷、裂傷、あざのほか、外からは見て分からない骨折、頭蓋内出血、内臓損傷などがみられる場合があります。

特に「乳幼児揺さぶられ症候群」の場合、目立った外傷がなくても、頭蓋内出血・脳損傷が発生することがあり、後遺症や死亡に繋がることがあります。また、 性的虐待の場合、近親間妊娠や、性感染症が発生する可能性があります。

養育環境が不十分な場合、栄養失調や体重増加不良、低身長、成長不全などが みられ、これらが複合的に絡んだり重度である場合は、重篤な障がいを残したり 最悪の場合、死に至ることがあります。

○知的及び発達的影響

知的発達が停滞し、言語能力や考える力が育ちにくくなる恐れがあります。また、生活全般にわたる意欲が低下し、学習障がいや、十分な学力を得られないことにより不登校に繋がることがあります。

さらに、頭部への外傷により、脳や神経系が障害され、知的障がいなどの後遺症を残す可能性があります。

〇心理的影響

他者への共感の欠如、他人を信用できない、自分を否定する、自分を責めるなどの問題が現れ、社会への関心低下や社会性に欠けた生活を送る場合があります。また、虐待による心理的外傷(トラウマ)といった精神症状のほか、怒りや感情をコントロールする力がなくなり、行動上の問題が出てくることがあります。例えばパニック衝動、暴力的行動、自傷行為、ぐ犯行為、過食や小食、感情の起伏が激しい、集中力や落ち着きのなさが挙げられます。

② 虐待を受けて育つと

○対人関係への影響

基本的な信頼関係が持てないまま、いつも周りの人から攻撃されるのではないかという不安や不信がつきまとい、周囲を一方的に敵対視したり、常に我を張って振舞うことがあります。

○自己評価への影響

自己の存在を否定する気持ちが様々な人間関係の中で強化され、幸せになることへの不安が生じる場合があります。自己評価の低下が時として自傷行為として現れることもあります。

○治療困難な心の傷

虐待を受けて大人になった人はPTSD(心的外傷後ストレス障がい)に陥った結果、専門家による継続的治療が必要になることもあります。

また、アルコール依存、薬物依存、鬱病、パーソナリティ障がいなどの精神障がいや、虐待された経験が突然蘇るフラッシュバックなどの症状を呈することがあります。

③ 虐待をそばで見ている子どもは

虐待は、それを見ているきょうだいも虐待を受けているような気持ちにさせます。夫婦間の暴力などを目撃している場合も同じような傾向が見受けられ、虐待を受けた子どもと同様に虐待(小理的虐待)を受けることになります。

④ 虐待の世代間連鎖

虐待を受けた子どもが大人になると、自分の子どもとの関わりにおいても虐待を繰り返してしまうリスクを生じます。子どもは保護者の養育態度を幼い時から学習しており、自分が子育てをする場面になると、学習した態度が現れる場合があり、虐待を繰り返してしまう世代間の連鎖が生じることがあります。



第2章 虐待に気づくために

(1)早期発見のために

子どもの虐待は家庭という密室で行われ、子どもが自ら助けを求めることが難しい場合が多く、発見しにくい特徴があります。また「他人の家のことだから口出しづらい」「虐待かしつけかよく分からない」といった理由で、周りはついつい見てみぬふりをしがちです。

しかし、その結果悲しい事件になってしまうこともあります。確かに、各家庭の プライベートな部分に関わりの深い問題ですが、早期発見、適切な対応で、虐待が 深刻になる前に防ぐことは十分可能なのです。

虐待を受けた子どもは、必ずといっていいほど何らかのサインで虐待を周囲に知らせようとします。子どもたちの身近にいる地域住民や、民生委員・児童委員、警察、保健、福祉、教育、医療機関などが子どもたちのサインにいち早く気づき、見逃さないことが大切です。

(2) 子どもからのサイン

★ 行動のサイン

- 不自然な受け答えをする
- 人との距離感がなく誰にでもなれなれしい
- 保護者の前で過度の緊張をする
- イライラしたり感情を抑えきれなかったりして暴力をふるう
- 多動で落ち着きがなく、すぐわかる嘘をついたりする
- 怖がる、おびえる、急に態度を変える
- 家出、徘徊、万引きなど問題行動を繰り返す
- 年齢不相応に性的なことに対して過度に反応したり、不安を示す言動が見 受けられる
- 集団に入ることが出来ず、年少児、小動物など弱者に対して攻撃的である
- 暗くなるまで子どもだけで遊んでいる
- コンビニなどで理由もなく過ごす
- 家に帰りたがらない
- 落ち着いて学習できない、学校を休みがち など



★ 心のサイン

- 表情の変化が乏しい
- 暗くなり不安な表情を見せる
- 人との関係がとれなくなったり無気力になったりする
- 「死にたい」「生まれてこなければよかった」「生きるのがつらい」 などとつ ぶやく
- 感情を外に出さない
- 保護者に対する執着心が乏しい など

★ 体のサイン

- 不自然な外傷、打撲、あざ(内出血)、火傷が見られる
- 自分自身で身体に傷をつける行為をする
- 特別な病気がないのに体重や身長の伸びが悪い
- 衣服がいつも不潔な状態にあり、入浴している様子がない
- 髪の毛やまつげ、まゆを抜いてしまう
- 外傷に対して適切な処置が施されていない
- 様々な症状を繰り返し訴える など

(3) 保護者からのサイン

★ 保護者の態度や行動のサイン

- 養育についての悩みや不安を訴える
- 怒鳴ったり、ののしったり、子どもに対する乱暴な言葉が聞こえる
- たたく音や子どもの悲鳴が聞こえる
- 小さな子どもを残して保護者がたびたび外出している
- 子どものことを尋ねると拒否的な態度に出る
- 地域や親族から孤立している
- 飲酒などによる問題行動がある
- 夫婦仲が悪く、配偶者への暴力行為(DV)がある
- 転居をくり返している
- 経済的に困窮し、生活が不安定
- 子どもの扱いが乱暴あるいは冷たい など

なお、保護者の対応に問題があると感じたとしても、ただちに保護者の問題として 指摘するのではなく、保護者の苦労や感情を受け止め、保護者もまた周りからの支援 を必要としていることを理解することが大切です。

第3章 虐待が疑われる場合の対応

(1) 通告

子どもの様子がおかしいと感じたときや、事実関係がはっきりしなくても虐待を疑ったら、早急に加西市役所地域福祉課(家庭児童相談室)や兵庫県加東こども家庭センター(以下こども家庭センターという)に通告・相談してください。特に子どもの生命に危険が感じられるような一刻を争う場合や、子どもが遺棄・置き去りにされている場合は、直ちに警察に110番通報をお願いします。 →連絡先は裏表紙のとおり児童虐待防止法では、児童虐待を発見した人は通告する義務(※1)があると定められています。虐待の事実が明らかでなくても、「虐待が疑われる子ども」を発見したときは通告してください。

なお、保護者や養育者の了解がなくても、通告は守秘義務違反には該当しません。(※2)また、通告した人のプライバシーは守られています(※3)。

(2) 通告のポイント

必要な情報については、主に下記の点に留意し、通告者の主観や憶測なのか、発見した客観的な事実なのかをはっきりさせ、整理することが重要なポイントになります。

- ・月日、時間、場所、虐待(身体的、心理的、性的、ネグレクト)の状況、発生した経過
- ・傷、あざなどがある場合、大きさ、色、部位など。(可能であれば図や写真を活用)
- 体調の変化、食事の様子
- ・保護の有無や子どもの発言、行動について (巻末の児童虐待通報シート(マニュアル P15)もご活用ください)

(3)調査等への協力

地域の方や民生委員・児童委員、医療機関や園、学校等には地域福祉課やこども家庭センターから家庭や子どもの情報提供をお願いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 子どもの見守り

在宅で見守りをしていく家庭や、施設退所後に家庭復帰した家庭等に対しては、子どもの様子を確認したり、保護者の相談相手になるなどの支援が必要です。

地域福祉課やこども家庭センターなどの行政機関と連携し、地域での見守りをお願いいたします。

見守りについては、過去に虐待があった家庭であることに留意しながら、普段の関わりの中で生活状況を注意深く確認するように意識し、監視ではなく十分な観察を行い、相談支援という関わりを意識することが大切です。また、経過の観察においては子どもの安全の確保を最優先することが必要です。

関係法令※1…児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条第1項

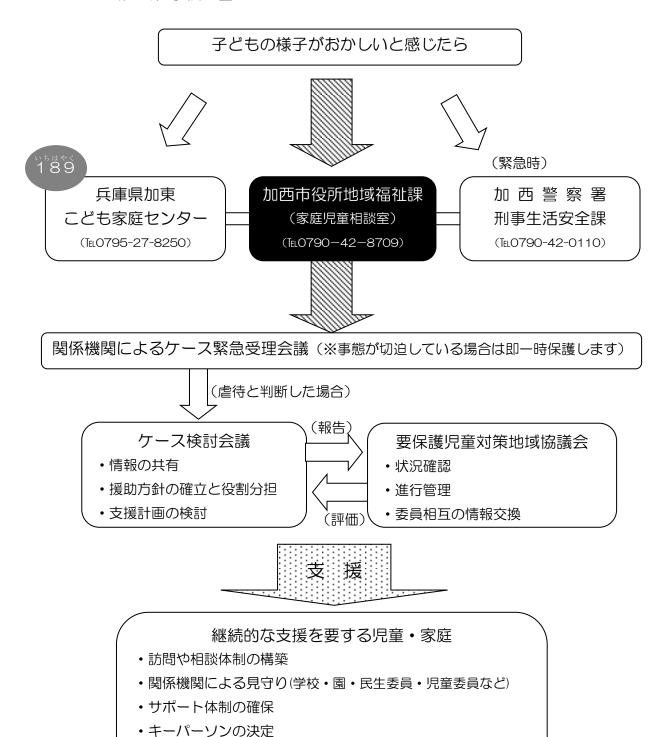
※2…児童虐待防止法第6条第3項、※3…児童虐待防止法第7条

虐待通告と支援の流れ

地域住民、学校・園など

•一時保護検討

・福祉サービスの提供



第4章 援助活動

(1) 保護者への関わり方

保護者は、様々な事情により苦しみ、児童虐待という行為によって助けを求めている場合があります。また、しつけと思って虐待をしていることが多いため、「虐待」という言葉は極力使わず、保護者と一緒に解決方法を見つけていくという姿勢で関わることが必要です。



- 保護者が不平や不満を訴えるときは、反論せず傾聴に努める
- 子育ての大変さに理解を示す声かけを行う
- 福祉サービスや、子育てを休憩したり養育力を高めるための場所を紹介する
- 子どもの行動面の問題などを理由にして、<mark>地域福祉課</mark>やこども家庭センターへの相談を勧め、一人で抱え込む必要はないと伝える
- 厳しいことを言わなくてはならない場合は、複数の機関と役割分担し、保護者との関係が切れてしまわないように注意する
- 保護者の精神的な病気が関係していると思われる場合や、妊娠や出産に伴う 精神的な不安定状態などが疑われるときは、地域福祉課やこども家庭センタ ー、医療機関と連携しながらケアを考える

(2) 子どもへの関わり方

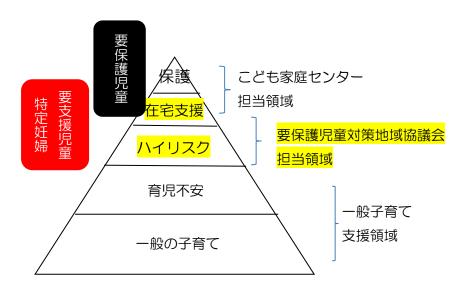
子どもは保護者の虐待行為を第三者に知られたくないと思っており、家庭生活が破綻することを恐れています。まずは子どもに安心できる場所を提供し、信頼関係を結び安心感を持たせることが必要です。



- 子どもが表現した言葉(嫌だった、悲しかったなど)を子どもの気持ちとして受け止める
- どんな内容でもしっかりと話を聞いてあげる
- 虐待は、子どもが悪いわけではないと伝える
- 相談を受けた場合は、「よく相談してくれた」とねぎらう
- 子どもの能力や努力を認め、子ども自身の自己評価を高める
- 相談を受けた後、関係者に協力をお願いすることを説明しておく
- 話を誘導しない

第5章 児童虐待を防止するために

加西市では、緊急性の高いケース及び困難ケースを主に担当する「こども家庭センター」と機能を分担し、市における各機関の身近な社会資源を活用し、相談機関の中心を担っています。



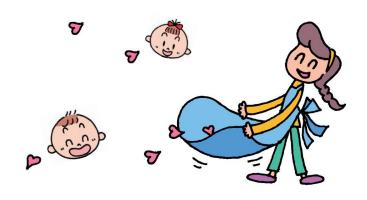
- ・要保護児童…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童
- 要支援児童…保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- ・特 定 妊 婦…出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(1) 加西市要保護児童対策地域協議会

加西市では、関係機関が連携を図り、情報交換や互いの役割や機能を理解しあいながら、子どもと保護者への支援ができるよう加西市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」)を設置しています(平成 18 年 4 月設置)。

協議会では、上記対象者の適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行います(児童福祉法第25条の2第2項)。協議会はこども家庭センターや加西警察署、医療機関、教育、保健、地域の団体等の関係機関で構成し、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の3層構造で構成されており、地域福祉課が調整機関を担っています。

構成員は職務上知りえた情報について他に漏らしてはならないと法律で規定されています。



(2) 加西市子ども家庭総合支援拠点

子どもが心身ともに健やかに育成されることを目的に、子ども及び妊産婦を対象に 相談などの必要な支援を行うため、令和2年4月より加西市子ども家庭総合支援拠点 を設置しました。関係機関と連携しながらよりよい支援を目指します。

(3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は地域との繋がりが深く、職務上児童虐待の情報が得やすい立 場にあります。

地域では子育て中の保護者の身近な聞き役・支え役として子育てに関する相談に応 じるとともに、子育て中の保護者に子育てひろばなど、地域の子育て支援活動への参 加を勧めたり、時には関係機関への相談をご紹介ください。

また、加西市では中学校区ごとに主任児童委員を選任しています。地域における児童福祉の推進・児童健全育成の中心的な立場を担う地区の主任児童委員とも連携しながら支援活動を行うことが重要です。

第6章 虐待防止のためのQ&A

Q1

もし、虐待でなかったらどうしよう?

平成 16 年 4 月に「児童虐待防止等に関する法律」が改正され、通告すべき子どもについては「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」に改められました。つまり、確信が持てなくても虐待を疑えば通告しなければなりません。

また、虐待かどうかの判断は、地域福祉課やこども家庭センター等で行います。その後の調査等で虐待の事実がないことが判明しても、そのことで通告した人が責任を問われることは一切ありません。この懸念のために行動を起こさず、子どもを危険から守れないことの方が問題です。

Q 2

私が通告したことがわかるのでは?

A 2

通告についての秘密は守ります。通告を受けた地域福祉課やこども家庭センターは、通告の内容や誰が通告してきたかなどの情報を保護者に知らせたりすることは決してありません。通告をためらわないでください。

Q 3 「見守り」や「安全確認」って具体的にはどうしたらいいの?

大切な支援といえます。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、住民の立場から身近な相談・支援者としての関わりが求められますので、家庭訪問や保護者への声かけ等により子どもの生活状況をできるだけ把握するということが考えられます。また、保護者の話し相手になったり、行政機関にはできない「愚痴を聴く」なども

医療機関や保育・教育機関の場合は、子どもと日常的に接する機会が多く、 子どもの行動や変化や外傷、保護者の抱える問題に気づきやすい立場にあり、 連携・協力が不可欠です。

保護者自身が、虐待を受けて育ったという経緯や精神不安を抱えている場合も考えられますので、保護者に寄り添った形での支援が必要であり、関係機関に相談をしたり、話し合うことも大切です。



Q 4

子どもの一時保護はどのような場合に行われるのでしょうか?

虐待により、子どもの身体や生命の安全、健全な成長が望めないと判断した場合、子どもを虐待者から分離するために行います。児童福祉法第33条に基づく一時保護は、保護者の意に反してでも行うことができる非常に強い権限です。そのために、一時保護は虐待を受けている子どもの救出に非常に有効ですが、同時に保護者の反発が大きいことは避けられません。保護者と対立関係になってしまうとその後の援助が困難になることが多いため、まずは同意を得るように説得します。保護者が同意しない場合は、職権による一時保護を行うこともあります。この場合、保護者の面前で行うと大きなトラブルになることが予想されますので、それを避けるため保護者のいない場での保護を考えます。

したがって、学校や幼稚園、保育所(園)などで保護することがありますが、それを知った保護者が「なぜ勝手に子どもを引き渡したのか」と攻撃することがあります。この場合は、「こども家庭センターが法律に基づく権限で行ったことであり、我々は拒否できる立場にない」と毅然とした態度で説明してください。

Q 5

一時保護した後は、施設に入るのでしょうか?

A 5

一時保護された子どもがすべて施設に入所するわけではありません。関係機関は、保護者などに改善を求め、関係者が見守る条件が整ったと判断した場合は家庭に子どもを戻します。





児童虐待連絡シート

<u>所属・役職</u>	
報告者	
電話番号	

児童氏名		男•女(歳	ヶ月)	学年:	年
住 所	₹					
保護者氏名				続柄		
連絡の理由				(Oをつけ ・了承あり ・了承なし ※連絡にこ	(知らせてい)いては、保 (も守秘義務	ない含む) 護者の了
児童の現在の状況						
家庭状況など						

※虐待を受けている、または虐待を受けている恐れのある児童が発見された場合、兵庫県加東こども家庭センター又は市役所地域福祉課へ連絡してください。

虐待のチェックリスト

※該当する項目や疑わしい項目の□の中に印(図)をつけてください。

1 子どもに対するチェック

(1)全身		(2)皮膚						
□低身長(標準に比べて極めて	(低い)	□打撲や傷						
□低体重(標準に比べて極めて	「軽し1)	口小さな出血						
□栄養不足		□ □ 不審なあざや傷跡(ベルト・紐・絞首・歯型・爪痕・						
□事故(骨折・外傷・脱臼など	りを繰り返す	つねり痕・引っ掻き傷など)						
□不衛生(垢まみれ、酷いおき	つかぶれ、異臭)	□不自然な火傷、熱傷(タバコ、アイロン、熱湯)						
□服装が不潔								
口入浴していない								
(3)心理面								
□極端な怯え	□円形脱毛		□触られる事を異常に嫌がる					
□情緒不安定	□夜尿		□自分からの発声や発語が少ない					
□保護者を怖がる	□遺尿		□言動が乱暴					
□大人の顔色を見る	□遺糞		□保護者の在不在によって動きや					
□凍りつく凝視	□胃潰瘍などの心身	症	表情が極端に違う					
□無表情	□頭痛・腹痛など		□年齢不相応な性的興味や言動が					
□落ち着きがない	□自殺企図(リスト	·カットなど)	みられる					
□誰にでも甘える	□チックがある		□保護者との分離不安がない					
□異常に食べる	□言葉の遅れ		□動きがぎこちない					
2 保護者に対するチェッ	ク							
(1)子どもへの接し方								
□殴る・蹴る	□性器や性交を見せ	る	□季節に合った服装をさせない					
□投げ落とす	□性交•性暴力、性	行為の強要や教唆	□適切な食事を与えない					
□熱湯をかける	口子どもをボルノク	ブフィーの被写体	□重い病気を患っても病院に連れ					
□家に閉じ込める	にする		て行かない					
口屋外へ締め出す	□衣服を着させない	١	□乳幼児を家に残したまま度々					
口ふとん蒸しにする	□乳幼児を車の中に	放置する	外出する					
□溺れさせる	口無視や拒否的態度	を示す	□泣いてもあやさない					
口逆さ吊りにする	□心を傷つける言動	を繰り返す	□下着など長期間不潔にさせる					
□異物を飲ませる	口子どもの自尊心を	傷つける言動	□不衛生な環境で生活させる					
□食事を与えない	□他のきょうだいと	比べ差別をする	口子どもの安全に配慮しない					
□縄などで縛り付ける	□過重な家事をさせ	る	口子どもの意志に反して学校に					
			行かせない					
(2)保護者の様子								
口子どもの怪我などについて	の説明が不自然							
口虐待を認めようとしない								
口体罰などを正当化する								
3 その他気が付いたこと								

虐待が疑われる子どもを発見したら

• 加西市役所地域福祉課(家庭児童相談室)

TEO 790-42-8709 〈月~金(祝日除<)8:30~17:15>

【緊急時】

- 加西警察署 目の前で暴力が行われているとき 11.110番(0790-42-0110)
- 加西消防署 重篤なけがや衰弱、子どもの命が危ぶまれるとき 16.119番(0790-42-0119)

【相談(通告)】

児童相談所全国共通ダイヤル 1889

通告者や相談内容の 秘密は守られます

・兵庫県加東こども家庭センター

TELO795-27-8250 <月~金(祝日除く)9:00~17:00> TELO795-48-9300 〈児童虐待防止 24 時間ホットライン〉

《参考文献》

- ●兵庫県児童虐待対応マニュアル
 - 発行:兵庫県中央こども家庭センター
- ●県下各市町児童虐待防止マニュアル

発行:尼崎市、猪名川町、稲美町、加古川市、篠山市、佐用町、養父市(50 音順)

- ●江戸川区児童虐待防止ガイド
 - 発行:江戸川区こどもの保護に関する地域協議会
- ●児童委員・主任児童委員の方々へ「こども虐待・予防と支援のために」

発行:名古屋市児童福祉センター

●児童委員用「子ども虐待対応ハンドブック」

発行:福岡県

●改正児童福祉法・児童虐待防止法のポイント 発行:中央法規

児童虐待防止対応マニュアル 令和3年3月改訂 加西市健康福祉部地域福祉課 加西市北条町横尾1000 (0790)42-8709